

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第15号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、第12条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（<u>第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。</u>）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第36条第1項に規定する特定職員であるときは、0）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、第12条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第36条第1項に規定する特定職員であるときは、0）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

改正前				改正後			
別表第1 (第3条関係) 行政職給料表級別基準職務表				別表第1 (第3条関係) 行政職給料表級別基準職務表			
職務の級	部局		職務	職務の級	部局		職務
略				略			
5級	知事	略		知事	略		
		本庁	副室長の職務		本庁	副センター長の職務	
			副センター長の職務			副室長の職務	
	略		略				
略				略			
教育委員会	略		教育委員会	略			
	教育委員会事務局	略		教育委員会事務局	略		
		企画主幹の職務			企画主幹の職務 情報主幹の職務 指導主幹の職務		
略		略					
6級	知事	本庁	室長の職務	知事	本庁	センター長の職務	
			センター長の職務			室長の職務	
	略		参事の職務	略			
略				略			
教育委員会	教育委員会事務局	課長の職務		教育委員会	教育委員会事務局	課長の職務	
		略				政策企画監の職務	

改正前				改正後			
		務局	室長の職務 略			務局	<u>推進監の職務</u> 室長の職務 略
		略				略	
7級	知事	本庁	困難な業務を所掌する <u>室長又はセンター長</u> の職務 略	7級	知事	本庁	困難な業務を所掌する <u>センター長、室長又は政策企画監</u> の職務 略
		略				略	
	略				略		
	教育委員会	教育委員会事務局	困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 略		教育委員会	教育委員会事務局	困難な業務を所掌する課長、 <u>政策企画監、推進監</u> 又は室長の職務 略
		略				略	
略				略			

備考 略

別表第18（第7条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
国家公務員、 <u>地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在</u> 職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下

備考 略

別表第18（第7条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）

改正前			改正後		
職期間	その他の期間	80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下)	の職員等としての在職期間	その他の期間	100/100以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下			
	その他の期間	80/100以下			
略			略		
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	略	その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	略
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下)			
	略			略	

備考

1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の

改正前	改正後
<p><u>職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下）とする。</u></p> <p><u>2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- (雑則)
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。